



大分市指令第 5843 号

許 可 証

住所 大分市大字皆春 1 7 9 番地の 5

氏名 深田産業 有限会社
代表取締役 深田 兼文

平成 28 年 1 月 29 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により次のとおり許可する。

平成 28 年 2 月 25 日

大分市長 佐藤 樹一郎



- 許 可 期 間 平成 28 年 2 月 4 日 から
平成 30 年 2 月 3 日 まで
- 収集、運搬の区分 収集・運搬
- 一般廃棄物の種類 特定家庭用機器廃棄物
- 収集運搬車両の種類及び台数 キャブオーバ 3 台 バン 1 台
コンテナ車 3 台
- 許 可 の 条 件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等関係法令を遵守すること。
(2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した車両以外は使用しないこと。
(3) 合併日前の野津原町の区域は事業所から排出された特定家庭用機器廃棄物に限る。